## 株式交換に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号、 及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2024年2月1日

株式会社ユーグレナ 株式会社サティス製薬

東京都港区芝五丁目 29 番 11 号 株式会社ユーグレナ 代表取締役 出雲 充

> 埼玉県吉川市中井 57 番地 1 株式会社サティス製薬 代表取締役 山﨑 智士

株式会社ユーグレナ(以下「ユーグレナ」といいます)及び株式会社サティス製薬(以下「サティス製薬」といいます)は、2024年1月10日付株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、ユーグレナを株式交換完全親会社、サティス製薬を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施いたしました。本株式交換に関する事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日 (会社法施行規則第190条第1号)

2024年2月1日

- 2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 並びに会社法第 785 条 、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行 規則第 190 条第 2 号)
- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過サティス製薬に対し、株式交換の差止請求をした株主はおりませんでした。
- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過サティス製薬に対し、株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過該当事項はございません。
- (4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

- 3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条 第 3 号)
- (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過簡易株式交換につき、差止請求は認められておりません。
- (2) 会社法第797条の規定による手続の経過 簡易株式交換につき、株式の買い取り請求は認められておりません。
- (3) 会社法第799条の規定による手続の経過該当事項はございません。
- 4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社 法施行規則第190条第4号)

本株式交換によりユーグレナに移転したサティス製薬の株式の数は、普通株式 2,275,000 株です。

- 5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第190条第5号)
- (1) ユーグレナは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会 社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、 会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したユーグレナ の株主はありませんでした。
- (2) サティス製薬は、会社法第783条第1項の規定により、2024年1月15日の臨時株主総会の決議(会社法第319条の規定に基づき、株主総会の決議があったものとみなされました)によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) ユーグレナは、本株式交換に際して、本株式交換によりユーグレナがサティス製薬の発 行済株式の全部を取得する時点の直前時のサティス製薬の株主名簿に記載又は記録さ れた株主に対し、その所有するサティス製薬の普通株式 1 株につきユーグレナの普通 株式 6.735 株の割合をもって割当交付いたしました。これによりユーグレナが割当交

付した普通株式の合計は15,322,125株です。

(4) 本株式交換により増加したユーグレナの資本金及び準備金は以下のとおりです。

1. 資本金の額 : 0円

2. 資本準備金の額 : 会社計算規則第39条に従い、ユーグレナが別途定める額

3. 利益準備金の額 : 0円

以 上